

都城市東霧島多目的集会所外10施設指定管理者候補者選定の概要

都城市東霧島多目的集会所外10施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和4年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

都城市高崎地区まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 鶴田 輝夫

(3) 所在地

都城市高崎町大牟田1150番地1

(4) 設立年月日

平成26年3月26日

(5) 従業員数

80名

(6) 業務内容

①まちづくり部会：地域振興などに関する業務。

：自治公民館との調整、連携及び行政との連携、情報交換に関する業務

②環境・安全部会：環境美化、リサイクルの推進、地区内の環境整備に関する業務

：防犯、防災、交通安全、見守り活動など住民の安全安心確保などに関する業務

③健康福祉部会：高齢者・障害者福祉、子育て支援、健康づくり、食生活改善、ボランティア交流など地域福祉の推進などに関する業務

④青少年育成部会：青少年育成、生涯学習の推進、社会教育の振興、伝統文化の継承など教育及び文化振興などに関する業務

⑤産業部会：地域振興、産業振興、観光振興、各イベントなどに関する業務

⑥受託業務：都城市東霧島多目的集会所外10施設指定管理業務（相

手方：都城市)

旧町営住宅用地（駅西側）草刈業務（相手方：都城市土地開発公社）

2. 指定期間

令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市東霧島多目的集会所 (都城市高崎町東霧島757番地1)	敷地面積： 3,193.00㎡ 延床面積： 470.54㎡
都城市前田多目的集会所 (都城市高崎町前田2330番地1)	敷地面積： 2,759.04㎡ 延床面積： 270.00㎡
都城市縄瀬多目的集会所 (都城市高崎町縄瀬1823番地3)	敷地面積： 3,480.86㎡ 延床面積： 349.13㎡
都城市大牟田多目的集会所 (都城市高崎町大牟田585番地1)	敷地面積： 2,621.63㎡ 延床面積： 200.00㎡
都城市笛水多目的集会所 (都城市高崎町笛水312番地)	敷地面積： 500.00㎡ 延床面積： 257.00㎡
都城市江平農村環境改善センター (都城市高崎町江平2329番地9)	敷地面積： 6,763.95㎡ 延床面積： 971.28㎡
高崎江平市民広場 (都城市高崎町江平2329番地3)	敷地面積： 12,003.00㎡ トイレ棟： 58.88㎡
高崎縄瀬市民広場 (都城市高崎町縄瀬1849番地7)	敷地面積： 11,638.47㎡ トイレ棟： 58.39㎡
高崎前田市民広場 (都城市高崎町前田2815番地)	敷地面積： 9,917.00㎡ トイレ棟： 30.00㎡
高崎東霧島市民広場 (都城市高崎町東霧島960番地1)	敷地面積： 14,779.00㎡ トイレ棟： 35.88㎡
高崎示野原市民広場 (都城市高崎町大牟田4277番地)	敷地面積： 10,967.00㎡ トイレ棟： 32.24㎡

(2) 業務概要

①管理施設の利用許可、利用許可の取消し等、利用の制限及び原状回復に関すること

②利用料の徴収に関すること

③施設等の維持及び小規模修繕に関すること

④施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務

を除く業務に関すること

4. 事業計画の概要

(1) 市民の平等な利用に関すること

- ・高崎地区内集会施設及び市民広場は、地域密着型の集会及び学習施設やスポーツ施設として整備され、地区住民に活発に利用されていることから、住民自治意識の向上、地域協働の推進等を基本方針として管理運営を行う。
- ・市民広場については利用調整会議を毎月開催し、利用者間の調整を図る。
- ・利用者から施設に係る相談や苦情等を受け付ける体制を整え、重要な案件については内部協議を行い、市（高崎地域生活課）と連絡を取りながらその解決にあたる。
- ・環境配慮への取り組みとして、不要な電気は消すことを徹底するなど、消費電力の節約に取り組む。

(2) 施設効用の発揮に関すること

- ・地域密着型の集会施設及びレクリエーションや健康増進のための施設として、地区の各種団体や社会教育関係団体、利用者と連携を図り、利用者主体のサービスの提供に努める。
- ・各地域に鍵管理者を設置し、いつでも鍵の受け取りや利用申請の受付ができるよう利用者のニーズに的確に応えるとともに、施設内外の清掃を確実にを行い、清潔で安全・快適な環境の場を創出することで利用者の増加を図る。
- ・休館日、開館時間、利用料金については、当面は現在と同一とする。

(3) 経済的な管理運営に関すること

- ・利用者に、節電、節水など施設利用に関しての協力依頼をすることにより、光熱水費や修繕費等の削減を図る。
- ・電気や水道蛇口等の点検等を確実に行うことで無駄な経費が発生しないよう努める。
- ・定期的な清掃や小規模修繕等の維持管理を各地域で選任した管理者が行うことにより、利用者の要望等に対して迅速かつ効率的な対応を行うことができる。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

- ・管理運営に必要な人員体制を整えている。
- ・事務局と地域の施設管理者等の情報交換会及び研修会を定期的実施し、課題等の情報共有と課題解決を図る。
- ・高崎地区自治公民館連絡協議会など地元関係団体と協力して、円滑な施設利用を図る。
- ・緊急時の連絡網を整備し、緊急時には迅速に市（高崎地域生活課）と連携できる体制を整える。

- ・施設管理運営の実施によって知り得た個人情報の漏洩、滅失、損傷等の事故防止や個人情報の適切な管理を行う。

(5) 地域に貢献する取り組みの確保に関すること

- ・高崎総合支所2階に事務局を設置し、高崎地区内の各種団体及び個人で構成されている。
- ・施設管理者及び草刈業務従事者ともに地域住民から選任し、地域役員と連携を図りながら地域協働の推進に努める。

(6) その他、公の施設を管理するに当たり必要な基準に関すること

- ・各施設の管理者には、各地域役員との情報交換を随時行うよう指導をし、要望を取り入れて地域住民が満足できる施設の管理運営を行っていく。また、市民広場においては、各地域及び各種団体等の行事を確認しながら効率的に草刈等を行うよう指導をし、行事がスムーズに実施できるよう取り組む。

(7) 公の施設を管理するに当たりアピールしたいこと

高崎地区まちづくり協議会は、高崎地区のまちづくりを推進することを目的とし、高崎地区内の各種団体及び個人により構成している。東霧島多目的集会所外10施設は、各地域に密着した施設として地域の交流の拠点、健康増進の施設として利用されていることから、当協議会で地域をとりまとめ、地域の人材を活用することで、効率的な管理運営を行うことができる。

また、利用者のニーズに的確に対応するとともに、地域住民自らが管理に携わることで協働のまちづくりを推進していく。

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

当該施設は、住民の健康増進及び地域交流の拠点となる地域密着型の施設として、地域住民に活発に利用されており、住民自治意識の向上、地域協働の推進等が期待でき、かつ、その受け皿となるべき団体がこの地域に当該団体しか存在しないため。

(2) 申請書類の審査結果

- ・市民の平等な利用の確保について

市民からの相談や調整を行う事により、施設の適切利用の推進・指導等、利用者の意識向上を図れるとともに、市民への平等な利用推進が期待できる。

- ・施設の効用の最大限の発揮について

市民の健康活動や学習活動等、利用者主体の迅速なサービスの提供が期待できる。

- ・ 経済的な管理運営と適正な経費配分について

地元の様々な業種の人材力が発揮され、より効率的かつ経済的に適切な管理が期待できる。

- ・ 地域に貢献する取り組みの確保について

高崎地区内の各種団体及び個人で構成され、施設管理者及び草刈業務従事者ともに地域住民から選任し、地域役員と連携を図りながら地域協働が期待できる。

- ・ 管理運営能力について

公の施設を管理するに当たり、地元から適切な人材が確保されており、情報交換会や研修会を実施される事により、さらに充実した管理運営が期待できる。